主 文

本件申立を棄却する。

理 由

本件のごとき異議申立が不適法であることは昭和二五年(す)二五七号同二六年 一二月二六日最高裁判所大法廷決定に徴し明白である。

よつて全裁判官一致の意見により主文のとおり棄却の決定をする。

昭和二七年五月二六日

最高裁判所第二小法廷

_	精	Щ	霜	裁判長裁判官
茂		Щ	栗	裁判官
郎	八	田	藤	裁判官
- 郎	唯 -	村	谷	裁判官

裁判官小谷勝重は出張につき署名押印することができない。

裁判長裁判官 霜 山 精 一